

令和5年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第263回定例会

10月31日開会

10月31日閉会

第 263 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 5 年 10 月 31 日（火曜日）

出席議員(18名)

1番 松野久郎君	2番 小川正人君
3番 馬場道晴君	4番 武藤広一君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 鈴木宏君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	副町長 平間喜久夫君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
監査委員 佐藤長壽郎君	教育長 船迫邦則君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 菊地秀行君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 遠藤次男君
管理課長 二瓶忠弘君	警防課長 阿部和弘君
指令課長 佐藤信浩君	教育次長 加藤雅章君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 関場幸江君
------------	----------

## 議事日程

令和5年10月31日（火） 午前10時00分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長の選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 諸報告
- 第7 報告第2号 専決処分の報告について（公用車（広報車）の事故に係る和解について）
- 第8 報告第3号 専決処分の報告について（公用車（連絡車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
- 第9 第17号議案 空調設備更新工事（仙南芸術文化センター）請負契約の締結について
- 第10 第18号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第19号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 第20号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第21号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午前11時11分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

議長の選挙

副議長の選挙

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

報告第2号 専決処分の報告について（公用車（広報車）の事故に係る和解について）

報告第3号 専決処分の報告について（公用車（連絡車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

第17号議案 空調設備更新工事（仙南芸術文化センター）請負契約の締結について

第18号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第19号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第21号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正（第2号）

午前10時00分 開会

- 議会事務局長（阿部浩司君） おはようございます。議会事務局長の阿部です。  
構成市町の議員選挙により、現在、議長並びに副議長がともに欠けております。  
地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。  
ただ今、出席議員中、村山一夫議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。  
村山一夫議員、議長席に御着席下さるようお願いいたします。
- 臨時議長（村山一夫君） ただ今、御紹介をいただきました村山でございます。  
地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。  
御紹介を申し上げます。  
去る8月6日に川崎町長選挙が行われました。  
その結果、小山修作さんが御当選され、引き続き、当組合理事に御就任されました。  
また、8月1日に村田町長選挙が告示され、その結果、大沼克己さんが無投票で当選され、引き続き、当組合理事に御就任されました。  
この際、両理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思っております。  
はじめに、小山理事から御挨拶をお願いします。
- 理事（小山修作君） 皆さん、おはようございます。AKBで一言。A、秋の山。K、広域の空に。B、紅重ね。秋の山 広域の空に 紅重ね。仙南広域の空の下、山々が色付き、紅を重ねたようであります。仙南広域の下でそれぞれの市町が、紅をさすように彩を増していきたいものであります。今後とも御指導、ごべんたつよろしくお願いいたします。（拍手）
- 続いて、大沼理事から御挨拶をお願いします。
- 理事（大沼克己君） 皆さん、改めましておはようございます。ただ今、臨時議長から話があったとおり、8月1日告示の村田町長選挙において2期目当選ということで、引き続き、組合の理事として4年間務めることになりました。よろしくお願いいたします。  
4年前に挨拶させていただいたときには、反対側にいたのが逆の立場になってしまった形で話をさせていただきましたけれども、本当に仙南広域、人口減少社会の中で広域的に取り組む事業がたくさん山積していると思っております。この中で、組合でやっている事業のごみとか、消防もそうですけれども、医療であったり、防災であったり、時代に合った部分で対応する。我田引水ではなくて将来を見据えた形で取り組んで行かないといけないと思っております。そういう意味では、我々も、皆さん方も政治家として、政治判断というのをやっていく部分も必要になってくると思っておりますので、その辺、皆さんと協力しながら仙南地方の発展のため、4年間引き続き、務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）
- 臨時議長（村山一夫君） これより、第263回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会

いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

ただ今の出席議員数は、18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程その1をもって進めます。

---

---

#### 日程第1 議席の指定

○臨時議長（村山一夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、組合規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、1番松野久郎君、2番小川正人君、3番馬場道晴君、4番武藤広一君、11番遠藤実君、12番鈴木宏君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方を御紹介いたします。

8月10日付けで白石市議会議長となられました松野久郎君でございます。

○1番（松野久郎君） 松野でございます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（村山一夫君） 白石市議会選出の小川正人君でございます。

○2番（小川正人君） 小川でございます。よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（村山一夫君） 9月4日付けで村田町議会議長となられました遠藤実君でございます。

○11番（遠藤実君） 遠藤でございます。よろしく願いします。（拍手）

○臨時議長（村山一夫君） 村田町議会選出の鈴木宏君でございます。

○12番（鈴木宏君） 鈴木宏でございます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（村山一夫君） 10月2日付けで角田市議会議長となられました馬場道晴君でございます。

○3番（馬場道晴君） 馬場です。よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（村山一夫君） 角田市議会選出の武藤広一君でございます。

○4番（武藤広一君） 武藤と申します。どうぞよろしく願いします。（拍手）

---

---

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（村山一夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙にあたり、選挙の方法については、いかがいたしましょうか。（「議長」の声）  
10番佐久間克明君。

○10番（佐久間克明君） 動議を提出いたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に

よることを望みます。

- 臨時議長（村山一夫君） ただ今、10番佐久間克明君から、議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦によることの動議が提出されました。

この動議に御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることの動議は可決されました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、いかがいたしましょうか。（「議長」の声）

10番佐久間克明君。

- 10番（佐久間克明君） 動議を提出させていただきます。

指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私から御指名申し上げますをお願い申し上げます。

- 臨時議長（村山一夫君） ただ今、10番佐久間克明君から指名権を与えてほしいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、指名の方法は10番佐久間克明君に指名権を与えることについての動議は可決されました。

それでは、10番佐久間克明君、議長の指名をお願いいたします。

- 10番（佐久間克明君） それでは、指名権を与えていただきましたので、御指名を申し上げます。

議長に3番馬場道晴君を推薦いたします。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 臨時議長（村山一夫君） ただ今、10番佐久間克明君から、議長に3番馬場道晴君との指名がありました。

お諮りいたします。

ただ今、指名されました3番馬場道晴君を議長の当選人と定めることに、賛成の方は起立



願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、3番馬場道晴君が議長に当選しました。

ただ今、議長に当選された3番馬場道晴君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨、告知をいたします。

3番馬場道晴君、登壇の上、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○3番(馬場道晴君) おはようございます。ただ今は、議員の皆様から御推挙をいただき、議長に就任いたしました。身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。議長という職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。微力ではございますが、公正で円滑な議会運営に全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様からの御協力を賜りますようお願いを申し上げまして就任の挨拶といたします。(拍手)

○臨時議長(村山一夫君) ここまでの議事進行に対し、御協力を賜りまして心から感謝申し上げます。

ここで、議長交代の間、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時15分 再開

○議長(馬場道晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、お手元にお配りの議事日程その2をもって進めます。

---

### 日程第3 副議長の選挙

○議長(馬場道晴君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙にあたり、選挙の方法については、いかがいたしましょうか。(「議長」の声)

10番佐久間克明君。

○10番(佐久間克明君) 動議を提出させていただきます。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。

○議長(馬場道晴君) ただ今、10番佐久間克明君から、副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦によることの動議が提出されました。

この動議に御異議ありませんか。(「異議なし」の声)

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることの動議は可決されました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、いかがいたしましょうか。（「議長」の声）

10番佐久間克明君。

○10番（佐久間克明君） 動議を提出いたします。

指名の方法につきましては、私に指名権を与えていただき、私から御指名申し上げることをお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） ただ今、10番佐久間克明君から指名権を与えてほしいとの動議が提出されました。

この動議に、御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、指名の方法は10番佐久間克明君に指名権を与えることについての動議は可決されました。

それでは、10番佐久間克明君、副議長の指名をお願いいたします。

○10番（佐久間克明君） それでは、指名権を与えていただきましたので、御指名を申し上げます。

副議長に9番岡崎隆君を推薦いたします。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴夫君） ただ今、10番佐久間克明君から、副議長に9番岡崎隆君との指名がありました。

お諮りいたします。

ただ今、指名されました9番岡崎隆君を副議長の当選人と定めることに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、9番岡崎隆君が副議長に当選しました。

ただ今、副議長に当選された9番岡崎隆君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨、告知をいたします。

9番岡崎隆君、登壇の上、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

- 9番（岡崎隆君） ただ今、副議長に御推挙いただきました岡崎隆と申します。2市7町の安全安心、発展のためにしっかり広域議会で議長をサポートして頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）
- 
- 

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

- 議長（馬場道晴君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番松野久郎君、10番佐久間克明君の両君を指名いたします。

---

---

#### 日程第5 会期の決定

- 議長（馬場道晴君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

---

#### 日程第6 諸報告

- 議長（馬場道晴君） 日程第6、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に申し上げたように、白石市、角田市及び村田町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、8月10日付けで小川正人君、9月4日付けで鈴木宏君及び10月2日付けで武藤広一君を指名選任したので御報告申し上げます。

また、議会運営委員会の委員長が空席となっており、去る10月20日の議会運営委員会におきまして、大河原町議会選出の佐久間克明副委員長が委員長に、空席となった副委員長に白石市議会選出の小川正人委員が選任されております。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和4年度の教育に関する事務の点検・評価結果及び監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。（「議長」の声）滝口理事長。

- 理事長（滝口茂君） 本日ここに、第263回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました白石市、村田町及び角田市議会議員選挙におきまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に

選任されました白石市の松野久郎議員及び小川正人議員、村田町の遠藤実議員及び鈴木宏議員並びに角田市の馬場道晴議員及び武藤広一議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

また、ただ今議長になられました馬場道晴議長、副議長になられました岡崎隆副議長におかれましては、併せまして御就任のお祝いを申し上げます。

各議員の皆様には、今後の御協力、御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに、角田消防署の建て替え整備についてであります。

昨年10月の組合議会定例会において行政報告いたしましたとおり、角田消防署の建て替え用地につきましては、地元設置市であります角田市にその選定及び取得を依頼しておりましたが、この度、角田市から建て替え用地の選定及び取得が終了した旨、連絡がありましたので、御報告申し上げます。

角田消防署の建て替えにあたりましては、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、水防に力を置いた消防署として整備してまいりたいと考えております。

角田市において取得いただいた建て替え用地は、角田市梶賀字高畑南地区の約4,400平方メートルの土地であります。この土地は、角田警察署の北東約200メートルに位置し、市街地の中心部で幹線道路に面した大変利便性の良い所であり、令和元年東日本台風の際にも冠水被害がなかった場所であります。

今後は、角田市が造成工事を行い、当組合では、令和6年10月頃までに消防署庁舎の基本設計、実施設計を終わらせ、令和7年度の庁舎建設工事着工に向けて事務を進めてまいります。

つきましては、庁舎設計業務に係る補正予算を本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願いますとともに、本事業が計画的に進められるよう、角田市と連携を図り、取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、亘理名取共立衛生処理組合からの家庭系一般廃棄物の受入れについてであります。

これは、当該組合において、ごみクレーン設備の修繕により一般廃棄物の焼却ができなくなることから、当組合に対し、相互応援協定に基づく焼却依頼があったものであります。

仙南クリーンセンターにおける受入期間は、10月23日から11月17日までの4週間で、約2,000トンの家庭系一般廃棄物の受入れ、処理を行うものであります。

以上、御報告いたします。

---

---

日程第7 報告第2号 専決処分<sub>の</sub>報告について（公用車（広報車）の事故に係る  
和解について

○議長（馬場道晴君） 日程第7、報告第2号、専決処分<sub>の</sub>報告について、公用車、広報車の

事故に係る和解について、報告を求めます。（「議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第2号、専決処分の報告についてであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から理事会に委任されております交通事故に係る和解に関するもので、令和5年8月2日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に対し報告するものであります。

事故の概要であります。本年7月1日、村田町内の治水利調査に出向しておりました大河原消防署村田出張所の広報車が、信号機のない丁字路交差点において一時停止していたところ、後続の軽自動車に追突されたものであります。

この事故により、お互いの車両が損傷しましたが、幸い負傷者はありませんでした。

保険会社を通じた話し合いの結果、相手方の前方不注意により発生した事故であることから、当組合に過失はなく、相手方が当組合に対し車両の修理代33万2,372円を支払うことで、専決処分書のとおり和解したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

---

#### 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（公用車（連絡車）の事故に係る 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（馬場道晴君） 日程第8、報告第3号、専決処分の報告について、公用車、連絡車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、報告を求めます。（「議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第3号、専決処分の報告についてであります。

本件は、報告第2号と同様に議会から理事会に委任されている交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関するもので、令和5年9月11日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に対し報告するものであります。

事故の概要であります。本年8月8日、業務出向から帰庁した警防課職員が、連絡車を駐車スペースに停めるため後進した際、後方に駐車していた組合職員の自家用車に衝突するという物損事故を起こしたものであります。

保険会社を通じた話し合いの結果、相手方に過失はないことから、当組合が相手方に45万9,250円の損害賠償金を支払うことで、専決処分書のとおり和解したものであります。

なお、損害賠償金の支払であります。当組合が加入しております保険会社により対応するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「はい」の声）7番管原研治君。

○7番（管原研治君） おはようございます。7番管原です。今の報告の内容について、若干お尋ねをいたします。庁舎内の敷地内、公道ではありませんので警察等の事故扱いにはならないと思いますけれども、いずれにしても個人の車に損傷を与えたということは、大変望ましくない結果であったと思います。損害賠償としては保険会社の方で対応するという事なんですけれども、やはり本人の過失責任というのが多少なりともあろうかと思えます。そういう面において、本人に対する組合としての処分はどのような形を取られたのかお尋ねします。（「はい、議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） 管原研治議員の御質問にお答えいたします。ただ今の事故、本人への処分ということでございますが、本人に対しましては文書厳重注意ということで処分しております。以上、御報告申し上げます。（「はい」の声）

○議長（馬場道晴君） 7番管原研治君。

○7番（管原研治君） 重ねてお尋ねします。例えば減給とか、文書だけではなくて、さらに他者に模範になるような注意深い、敷地内でも車両を注意深く扱っていただくためにも、減給とかさらに重ねて処分ということは考えなかったのか。それとも、組合としてのそういった規約が整っていないのでしょうか、お尋ねします。（「はい、議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） ただ今の管原研治議員の御質問にお答えいたします。地方公務員法上、減給には一定の基準がございますので、ちょっとそこまでは至らないのではないかという組合の内規というかありました。それに従いまして、今回は本人に対しては文書厳重注意という処分になったものでございます。

○議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

---

---

日程第9 第17号議案 空調設備更新工事（仙南芸術文化センター）請負契約の  
締結について

○議長（馬場道晴君） 日程第9、第17号議案、空調設備更新工事、仙南芸術文化センター請負契約の締結についてを議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第17号議案、空調設備更新工事、仙南芸術文化センター請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、7月補正予算において債務負担行為を設定した空調設備更新工事に係るもの

であります。

本工事は、仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づき実施するもので、冷暖房能力が低下し、事業などにも支障をきたす懸念が出始めたことから、空調設備の更新を図るものであります。

なお、当センターは、大河原町の指定避難所に指定されておりますことから、本工事を行うことで災害時における避難者の生活環境の改善にも寄与するものであります。

入札にあたりましては、当組合に入札参加登録している者のうち、管工事A等級のもので、宮城県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、文化施設において同種の工事实績のある全14者を指名し、去る9月22日に5者出席の下、地方自治法施行令第167条第2号の規定による入札会を行っております。

その結果、最低価格を提示した株式会社晃和工業を契約の相手方と定め、契約額1億5,840万円をもって、9月28日付けで工事請負仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び仙南地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事期間といたしましては、組合議会議決の日から令和7年3月14日までであります。

参考資料として、入札経過に関する資料を添付しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「議長」の声）8番渡部英幸君。

○8番（渡部英幸君） 1点ほど質問いたします。予定価格であります2億円のうち、仮契約額が1億5,800万円ほどということは約28パーセント落としているんですが、この金額、これは低入札価格調査基準の考え方にはならないのでしょうか、これを一つお聞きしたいと思います。

あともう一つ、15者指名した中で5者が応札したということですが、その中で一番高いのと、落札した業者の差が8,000万円ほどあるんですが、本当にこの契約金額で工事が順調に進むのか進まないのか、この辺りが不安ですがそれをお聞きしたいと思います。（「はい、議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） ただ今、渡部議員の御質問に対してお答え申し上げます。

1点目の入札関係でございます。2億円の予定価格に対しまして、1億4,000万円という入札結果になっておりますが、この入札につきましては、指名競争入札ということで、うちの方で入札会を行ったもので、その際、低入札価格調査制度、最低制限価格制度といったものは、現在、組合の方では定めていないというところで執行いたしております。

なお、今後一般競争入札の導入に向けて今後検討してまいりたいと思っております。

それから15者指名のうち、5者出席ということで、その価格の差が8,000万円ほどあるという御指摘でしたが、基本的には仕様書を各業者に配付いたしまして、その内容をもって各業者で見積もりという形で札の金額を積算していることと思います。

なお、落札した業者につきましては、実際に最近、石巻市に出来ましたまきあーとテラス、それから名取市の公民館の空調設備も実施した実績もございます。そのようなことから施工能力の高い業者であるというふうに判断できまして、工事に関しましては充分対応可能であると判断いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「はい、議長」の声）8番渡部英幸君。
- 8番（渡部英幸君） そうしますと組合では定めはないということですが、それで71パーセント、約3割見積もり金額より落としているということは、ほとんど経費分はないと、私たちから言わせればそういう考え方なんです、その中で施工をやるにしても監理の方ですね、監理の方はどのいうふうな形で監理していくのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。（「はい、議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） ただ今の質問に対しまして、お答えを申し上げます。

監理の部門でございますが、基本的に工事の管理につきましては職員が工事監督をすることとなっております。この監督の他に工事の施工監理につきましては、令和6年度の方で施工監理業務委託ということで専門業者の業務委託を予算計上する予定としております。

組合側、それから施工監理業者と双方の目でしっかりと監理をしていきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第17号議案、空調設備更新工事、仙南芸術文化センター請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 第18号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出  
決算の認定について

第19号議案 令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター



## 特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（馬場道晴君） 日程第10、第18号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第19号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。（「議長」の声）滝口理事長。
- 理事長（滝口茂君） 第18号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第19号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、会計管理者より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。（「はい、議長」の声）
- 議長（馬場道晴君） 水戸会計管理者、登壇願います。
- 会計管理者（水戸卓司君） それでは、理事長の命によりまして、第18号議案、第19号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書を用いまして、御説明申し上げますので、はじめに、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

説明につきましては、歳入歳出の款、項の区分に従いまして、決算の内容、それから実質収支に関する調書について御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の歳入決算でございます。

1款、分担金及び負担金につきましては、収入済額の欄ですが、36億1,686万940円の決算でございます。1款は1項1目、市町負担金と2目、東日本高速道路株式会社負担金からの合計となっており、このうち1目、市町負担金は、36億1,252万6,000円で、一般会計の全歳入の74.94パーセントとなっております。

続きまして、2款、使用料及び手数料につきましては、5億5,955万9,104円の決算でございます。収入の主なものは、斎苑使用料や、仙南リサイクルセンター及び仙南クリーンセンターのごみ処理手数料、それから、動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料など衛生手数料が主な収入でございます。

続きまして、3款、国庫支出金につきましては、442万8,913円の決算でございます。放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金が主な収入となっております。

続きまして、4款、県支出金につきましては、1,048万9,806円の決算でございます。宮城県移譲事務交付金及び市町村振興総合補助金が収入となっております。

5款、財産収入につきましては、1億4,974万6,572円の決算でございます。

主な収入といたしまして、2項、財産売払収入のうち、仙南リサイクルセンター資源回収物売払代が、1億4,589万6,187円で、5款収入の97.43パーセントを占めており、令和3年度決算と比較しますと、約4,700万円の収入増となっております。

続きまして、6款の繰入金、1億5,101万2,000円の決算でございます。

内訳ですが、財政調基金繰入金が1億4,420万円、ふるさと市町村圏基金繰入金が681万2,000円でございます。

7款、繰越金につきましては、3,388万6,623円の決算でございます。

令和3年度からの繰越明許費の繰越財源9万9,000円を含む、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、8款の諸収入につきましては、2億508万7,157円の決算でございます。

衛生関係では、仙南クリーンセンター売電収入が1億6,607万603円、それから東京電力原発事故に伴い生じた損害に係る賠償金1,299万5,408円でございます。

消防関係では、宮城県消防学校などに派遣しております職員の宮城県からの負担金1,388万421円及び新型コロナウイルス感染症患者移送協力経費、389万5,000円が主なものでございます。

9款組合債につきましては、8,930万円の決算でございます。

衛生関係では、あぶくま斎苑改良事業及び災害復旧事業、消防関係では、普通消防ポンプ自動車や高規格救急自動車購入に係る消防施設整備事業によるものでございます。

以上、歳入合計で、48億2,037万1,115円の決算となっております。

予算現額と比較しまして、4,236万1,115円の増額となっております。

これは、5款の財産売払収入と8款の仙南クリーンセンター売電収入などにより増となったものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。4ページ、5ページをお願いいたします。

1款、議会費2,060万891円の決算です。4回の議会定例会を開催しております。

2款、総務費については、2億182万135円の決算でございます。職員の人件費のほか、定例会、臨時会合わせまして、10回の理事会を開催しております。

3款、民生費については、7,009万2,659円の決算です。介護認定審査会は218回、市町村審査会は24回開催しております。

4款、衛生費でございます。16億158万9,825円の決算です。主な支出といたしまして、仙南クリーンセンター運營業務委託料、あぶくま斎苑の建築物等改良工事でございます。

5款、消防費については、21億2,983万3,477円の決算でございます。

決算の内訳については、人件費が17億3,011万4,919円で、消防費の支出の81パーセントを占めております。人件費以外の主な支出の内容につきましては、大河原消防署村田出張所の普通消防ポンプ自動車、大河原消防署の高規格救急自動車、消防本部の消防支援車を整備しております。

6款教育費では、1億8,252万4,057円の決算でございます。職員の人件費やA Z 9ジュニア・アクターズ養成委託料及び仙南芸術文化センター特別会計への繰出金1億4,748万8,000円が主な支出となっております。

7款、公債費につきましては、元利金合わせて4億5,923万3,408円の決算となっております。

す。

9 款、災害復旧費では、2,149万4,000円の決算でございます。

1 項、保健衛生施設等災害復旧費では、あぶくま斎苑の待合室天井等復旧工事に係る経費。2 項、廃棄物処理施設災害復旧費では、仙南クリーンセンターの外壁及び燃焼ガス冷却設備の復旧工事に係る経費となっております。

歳出合計といたしまして、支出済額が、46億8,718万8,452円、不用額が9,082万1,548円、執行率は98.10パーセントでございます。74ページをお願いいたします。

74ページは、一般会計の実質収支に関する調書でございます

歳入総額、48億2,037万1,000円、歳出総額、46億8,718万8,000円、歳入歳出差引額、1億3,318万3,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億3,318万3,000円となります。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、9,300万円で、差引4,018万3,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

76ページ、77ページは、仙南芸術文化センター特別会計の歳入決算でございます。

歳入合計では、収入済額2億7,099万737円、予算現額と比較いたしますと、391万4,737円の増となっております。

収入の内訳ですが、4 款 1 項、一般会計繰入金が1億5,948万8,000円。7 款、組合債8,160万円。8 款、国庫支出金1,214万7,000円が主な収入となっております。

続きまして、78ページ、79ページをお願いします。

仙南芸術文化センター特別会計の歳出決算でございます

1 款、仙南芸術文化センター費は、支出済額が2億5,253万5,184円で、人件費及び舞台設備操作維持管理業務委託料や大ホール舞台照明設備更新工事、えずこ芸術のまち創造実行委員会負担金が主な支出となっております。

2 款、公債費は、支出済額が328万9,511円で、主に令和3年度に借り入れしました組合債の元利金償還額でございます。

次に、96ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億7,099万1,000円、歳出総額2億5,582万5,000円、歳入歳出差引額1,516万6,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額でございます。

このうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額は1,000万円で、差引516万6,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

以上で、第18号議案及び第19号議案の詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。（「はい、議長」の声）佐藤代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） それでは決算審査に対する意見を申し上げます。

詳細につきましては、ただ今会計管理者から説明がありましたので、割愛させていただきます。

審査は、令和4年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び関係書類の提出を求め、8月22日から31日までの期間で、延べ4日間、齋藤委員と実施いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数は誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

以上、報告いたします。

○議長（馬場道晴君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第18号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第18号議案は、原案のとおり認定されました。

続いて、第19号議案、令和4年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第19号議案は、原案のとおり認定されました。

---

日程第11 第20号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正  
予算（第2号）

第21号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化  
センター特別会計補正予算（第2号）

○議長（馬場道晴君） 日程第11、第20号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会

計補正予算第2号及び第21号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号の2議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第20号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号及び第21号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,798万3,000円を追加し、予算の総額を48億6,586万8,000円とするとともに、柴田衛生センターの施設運転管理委託及び角田消防署庁舎基本設計、実施設計業務委託に係る債務負担行為を定めるほか、総合庁舎改良事業、あぶくま斎苑改良事業及び消防施設整備事業について、宮城県との起債の協議を行いました結果、脱炭素化推進事業債の対象と認められたことから、地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正予算の概要であります。前年度繰越金を追加するとともに、適債性が認められた事業費の財源更正を行うものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,593万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,554万6,000円とするともに、文化センター機能維持修繕計画に基づく平土間ホール舞台照明設備更新工事が、一般会計と同様に脱炭素化推進事業債の対象と認められたことから、地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正予算の概要であります。一般会計と同様に前年度繰越金を追加するとともに、適債性が認められた事業費の財源更正を行うほか、文化庁から補助採択のありました文化芸術振興費補助金に係る予算を追加するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて、詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第20号議案及び第21号議案の詳細説明を申し上げます。

令和5年度予算書、10月補正を御用意願います。

それでは補正予算書1ページをお開き願います。

はじめに、第20号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,798万3,000円を追加し、補正後の予算総額を48億6,586万8,000円といたそうとするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりで

ございます。

4 ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

今回、新たに2件を設定するものでございます。

まず、上段は、柴田衛生センターの施設運転管理委託でございます。

令和6年度当初から、民間へ施設の運転管理を委託するため、今年度中に、契約行為などの事前手続きを行う必要があることから、記載のとおり期間及び限度額の設定を行うものであります。

次に、下段は、角田消防署庁舎基本設計・実施設計業務委託でございます。

こちらは、令和6年度中に、建て替え工事の契約を行う計画であり、その前段となる当該設計業務につきまして、今年度中に契約を行う必要があることから、記載のとおり、期間及び限度額の設定を行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

はじめに、1の追加でございますが、今回、宮城県との起債協議によりまして、新たに適債性が認められました総合庁舎改良事業に係る地方債予算を、記載のとおり定めるほか、2の変更におきましても同様に、適債性が認められたことから、記載の2事業に係る限度額を、それぞれ増額変更いたすものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算について、御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算でございますが、表の上段、6款1項、基金繰入金では、起債事業の財源更正に伴い、企画財政課において、680万千円を減額、下段、7款1項、繰越金では、令和4年度決算における繰越金1,978万3,000円を増額としております。

なお、この繰越金の一部に、基金に積立する財源が含まれております。

12ページ、13ページをお願いします。

9款1項、組合債では、2,500万円を増額といたしております。

主に、照明器具等改良工事や電気自動車整備事業におきましては脱炭素化推進事業債が、あぶくま斎苑では、排風機等改良工事において一般単独事業債がそれぞれ適用となったものでございます。

なお、今回適用となります脱炭素化推進事業債につきましては、起債充当率が90%、元利償還金の30%が交付税措置されるものとなっております。

続きまして、歳出予算について、御説明申し上げます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

表の上段、2款1項、総務管理費において、16万6,000円を増額としております。

24節積立金では、繰越金を財源に衛生施設整備基金に積み立てをいたすほか、工事請負費や備品購入費におきましては、事業費の財源更正を行ったもので、その内訳につきましては、14ページに記載してあるとおりでございます。

次に、下段の4款1項、保健衛生費では、補正額はゼロですが、あぶくま斎苑に係る2件の請負工事におきまして、財源更正を行っており、その内訳につきましては、記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

表の上段、5款1項、消防費につきましても、衛生費同様、補正額はゼロですが、起債事業に係る財源更正を行っており、係る財源につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、下段、8款1項、予備費でございますが、歳入歳出予算の調整といたしまして、3,781万7,000円を増額とするものでございます。

以上が、一般会計の補正予算となっております。

続きまして、補正予算書23ページをお開き願います。

第21号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,593万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,554万6,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、24ページ、25ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

26ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

仙南芸術文化センターの基幹設備更新事業におきまして、一般会計同様、県との起債協議によりまして、適債性が認められましたことから、920万円を追加し、地方債の限度額を5,500万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算について、御説明申し上げます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算でございますが、表の上段、4款2項、基金繰入金では、起債事業の財源更正に伴い、700万円を減額としております。

次に、下段、5款1項、繰越金では、前年度繰越金296万6,000円を増額としております。

32ページ、33ページをお願いいたします。

表の上段、7款1項、組合債では920万円を増額といたしてしております。

仙南芸術文化センター機能維持修繕計画に基づく、平土間ホール舞台照明設備更新工事におきまして、一般会計同様、脱炭素化推進事業債が適用となったものでございます。

次に、下段、8款1項、国庫補助金では、文化芸術振興費補助金といたしまして、1,076

万7,000円を追加いたすものでございます。

これは、仙南芸術文化センター実行委員会で開催いたします、音楽、演劇、舞踊など、地域の文化芸術資源を活用した事業の一部が、文化庁の補助事業として採択を受けたものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

次に、歳出予算でございますが、表の上段、1款1項、仙南芸術文化センター費では、1,076万7,000円を増額としております。

先ほど御説明申し上げました、文化庁からの補助金全額を、実行委員会負担金に充当するほか、工事請負費におきましては、起債事業に係る財源更正を行ったものでございます。

最後に、下段、3款1項、予備費では、歳入歳出予算の調整といたしまして、516万6,000円を増額といたしてしております。

以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第20号議案、第21号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）  
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）  
討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第20号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第263回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦勞様でした。

午前11時11分 閉会



以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年10月31日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 馬 場 道 晴

臨時議長 村 山 一 夫

署名議員 松 野 久 郎

署名議員 佐久間 克 明